

VI 參考資料

1 各種通知文

- (1) 「大規模災害における応急救助の指針について」
(平成 9 年 6 月 30 日 社援保第 122 号 厚生省社会・援護局保護課長通知 最終改正：平成 25 年 9 月 18 日社援総発 0918 第 1 号)
- (2) 「災害時における医療体制の充実強化について」
(平成 24 年 3 月 21 日 医政発 0321 第 2 号 厚生労働省医政局長通知)
- (3) 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」
(昭和 55 年 1 月 16 日 社施第 5 号 厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知)
- (4) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 46 号 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 厚生労働省令第 53 号)
- (5) 「特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準について」
(平成 12 年 3 月 17 日 老発 214 号 厚生省老人保健福祉局長通知)
「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について
(平成 24 年 3 月 30 日老発 0330 第 1 号 厚生労働省老健局長通知)
- (6) 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」
(昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号、最終改正：平成 24 年 1 月 30 日厚生労働省令第 11 号)
- (7) 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」
(平成 12 年 3 月 30 日 老発第 307 号 厚生省老人保健福祉局長通知)
「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について
(平成 20 年 9 月 1 日 老発第 0901002 号 厚生労働省老健局長通知)
- (8) 経管栄養食の手作りに関する情報提供について
(平成 23 年 3 月 22 日 山形県健康福祉部長寿社会課課長補佐情報提供)

http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/publicfolder200611141893003956/h23jisin_kaijogyousya.html

一般社団法人「全国在宅歯科医療・口腔ケア連絡会」

<http://e-shika.org/pdf/jj-1.pdf>

2 特殊食品（濃厚流動食、食物アレルギー用食品等）の備えや調達について
 （問合せ）照会は山形県栄養士会または各保健所へ

災害時要援護者用の特殊食品一覧

区分	メーカー	商品	備考	
乳 幼 児	育児用ミルク	ほほえみ		
	特殊ミルク	明治	ミルフィーHP	ミルク・卵・大豆アレルギー対応
			ラクトレス	無乳糖ミルク
			エレメンタルフォーミュラ	ミルクアレルギー対応アミノ酸ミルク
	ベビーフード	明治	赤ちゃん村シリーズ	レトルト 5カ月～、7カ月～、9カ月～
			おでかけランチBOX	カップ入り・スプーン付き 9カ月～、12カ月～
		キューピー	瓶詰(素材・主食・おかず)	7カ月～、9カ月～、12カ月～
			にこにこボックスシリーズ	カップ入り 7カ月、9カ月～、12カ月～
	アレルギー対応 ベビーフード	キューピー	ハッピーレシピシリーズ	レトルト 7カ月～、9カ月～、12カ月～
			かむかむ赤ちゃんシリーズ	レトルト 1歳4カ月～
			瓶詰(主食・おかず)	
			にこにこボックスシリーズ	アレルギー特定原材料7品目※不使用
	濃厚 流動 食品	飲むタイプ	大塚製薬	カロリーメイト
明治			メイバランス	
三和化学			Juci0ミニ	ジュースのような流動食
			リカバリーシリーズ	大豆成分を主体としている
テルモ			テルミール	
ネスレ		アイソカルプラス(高齢者向け)	栄養機能食品(亜鉛・銅・ビオチン)	
食べるタイプ		大塚製薬	カロリーメイトゼリーアップル	
		明治	メイバランスソフトゼリー	パウチ(キャップ付き)
		テルモ	テルミールソフト	
		テルモ	テルミールゼリー(3種)	
		ネスレ	アイソカルゼリーPCF(6種)	カップ入り
特別用途		明治	インスロー	紙パック 糖質の吸収が緩やか
		テルモ	ペプチーノ	紙パック 無脂肪・無残渣。
	三和化学	レナプラス	紙パック 低たんぱく・糖の吸収に配慮	
水分補給用ゼリー	大塚製薬	特別用途食品 オーエスワンゼリー	パウチ(キャップ付き) 脱水のある方へ	
	三和化学	ごっくんゼリー(5種)		
	味の素	アクアソリタゼリー		
	テルモ	PGウォーター	パウチ(キャップ付き)	
	ネスレ	アイソカルセミソリッドウォーター		
	ニュートリー	アイトニックゼリー	パウチ 嚥下困難者向け	
高 齢 者	お粥(レトルト)	キューピー	アオハタお粥	
		味の素	おかゆ	個包装の他に業務用(1kg)あり
		ホリカフーズ	オクノス ミキサー白がゆ	
	レトルトタイプ 惣菜	ホリカフーズ	オクノス ぬくもりミキサーなめらか惣菜(6種)	個包装の他に業務用(500g)あり
		キューピー	やさしい献立	区分1～区分4※の対応別
		明治	やわらか食シリーズ	雑炊・惣菜・スープなど
		三和化学	ブレンダー食(6種)	ミキサー食向け
		クリニコ	やわらか亭アソート(6種)	やわらかご飯とソースのセット
		三島	りらくシリーズ	きんぴらごぼう他3種(500g・80g)
	カップタイプ	キューピー	やさしい献立ゼリー寄せ(3種)	区分2※
クリニコ		エンジョイおかずゼリー(6種)		

区分	メーカー	商品	備考	
惣菜	ホリカフーズ	オクノス やわらかプリン(4種)	豆腐寄せ	
	キッセイ	やわらかカップ(8種)	テリーヌ状	
食事治療	キューピー	ジャネフプロチョイスシリーズ	パックご飯や惣菜のレトルト	
	ホリカフーズ	オクノス ピーエルシーシリーズ	ご飯(パック)や惣菜(レトルト)	
	テルモ	そらまるシリーズ	ご飯・おかゆ・パンなどの主食	
	キッセイ		ゆめシリーズ(主食)	パックご飯と食パン
			げんたシリーズ	乾麺・冷凍麺・即席ノンカップ麺、調味料
			ゆめシリーズ惣菜(16種)	レトルト(主菜・副菜ほか)
			CUPアガロリーゼリー(8種)	カップ入り高カロリーゼリー
	三和化学	エネビットゼリー(食物繊維4g)	パウチ(キャップ付き) 高カロリーゼリー	
	キューピー	ハイカロ160(Ca100mg)	カップ入り 高カロリーゼリー	
	その他	H+B	マービー関連商品	砂糖の1/2カロリーの甘味料(粉末・液状)
トクホ オリゴワンヨーグルトサワー			おなかの調子を整える乳糖果糖オリゴ糖飲料	
東京サラヤ		ラカント	カロリーゼロ甘味料(顆粒・液状・固形)	
ニュートリー		ブイ・クレス、ブイ・クレスゼリー	1日1本で微量栄養素を補給できる	

※ アレルギー特定原材料7品目:小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに

※ アレルギー特定原材料25品目:小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※ 区分1～区分4:日本介護食品協議会が、日常の食事から介護食まで、食べやすさに配慮した食品をユニバーサルデザインフードとして制定した規格。【区分1】容易にかめる 【区分2】歯茎で潰せる 【区分3】舌で潰せる 【区分4】かまなくてよい

社団法人山形県栄養士会賛助会員(抜粋)

会社名	〒	住所	TEL	業務内容(主な取扱食品)
キューピー(株)仙台支店	983-0043	仙台市宮城野区荻野町1-21-7	022-232-6161	①ベビーフード ②介護食 ③ジャネフ食品 流動食、業務用介護食、病態対応食
(株)明治 東北支社	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-4-1 アゼリアヒルズ15階	022-792-6001	①ミルク・特殊ミルク・ベビーフード・ 幼児食
(株)明治 山形営業所	994-0011	天童市北久野本5丁目1-1	023-653-0231	②介護食・流動食等
(株)H+Bライフサイエンス 東北エリア	998-0811	仙台市青葉区一番町3-3-26 高留ビル2F(ハーバー研究所ショップ) 仙台店	022-722-8308	マービー関連商品、オリゴワン
(株)三和化学研究所 東西南支店	980-6009	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30住友生命仙台中央ビル9階	022-212-1560	たんぱく質調整食品、介護食品、 流動食
(株)クリニコ 東北支店	980-0021	仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館ビル6F	022-222-8116	介護食、嚥下食、流動食、 栄養補助食品
ホリカフーズ(株) 仙台営業所	984-0011	仙台市若林区六丁目西町8-1 斎喜センタービル3階	022-290-6267	業務用の治療食・介護食 非常食(レスキューフーズ)
(株)三島食品 仙台営業所	984-0002	仙台市若林区卸町東1-7-20	022-236-6555	やわらか惣菜(業務用・個人向け)
テルモ(株) 東北営業部仙台支店	984-0051	仙台市若林区新寺1-3-45 Al. Premium 3F	022-298-8176	流動食・介護食・たんぱく調整食品
東京サラヤ(株) 仙台営業所	983-0039	仙台市宮城野区新田東1-4-4	022-239-5051	特殊食品(ラカント)、とろみ剤
ネスレ日本(株) ネスレヘルスサイエンスカンパニー	980-0014	仙台市青葉区本町2-15-1 ルナール仙台 8階	022-714-6950	流動食、栄養補助食品
キッセイ薬品工業(株)	399-0711	長野県塩尻市片丘9637-6	0263-54-5010	介護・高齢者向け食品、エネルギー 補給食品、低たんぱく食品
大塚製薬(株)山形出張所	990-2482	山形市久保田3-12-43	023-644-2271	栄養補助製品、嚥下サポート食品
味の素(株) 東北支店	980-0011	仙台市青葉区上杉2-3-11	022-227-3113	調味料、お粥、冷凍食品
ニュートリー(株)	104-0033	東京都中央区新川2-1-5 THE WALL 4F	03-3206-0107	栄養素補助食品、嚥下サポート食品

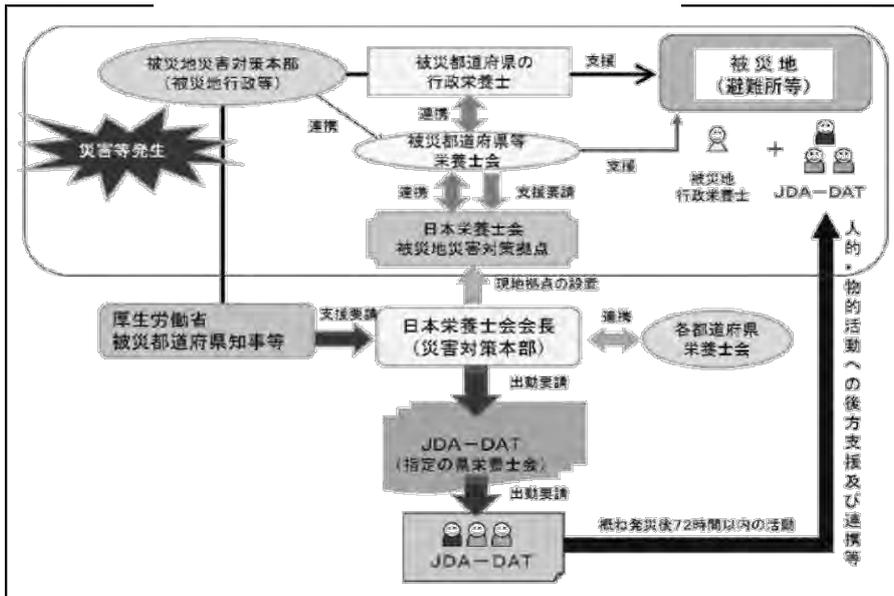
3 日本災害食認証基準について

<http://www.mmjp.or.jp/TELEPAC/d-food/JDFstandards2015Jan6.pdf>

2015年1月に、日本災害食学会が、自助・共助・公助による災害時の食の備えの促進を図ることを目的とし、適切な災害食の選定に資するために、日本災害食として認証の基準、認定のプロセス、申請手続きを定めました。詳しくは、日本災害食学会のホームページをご覧ください。

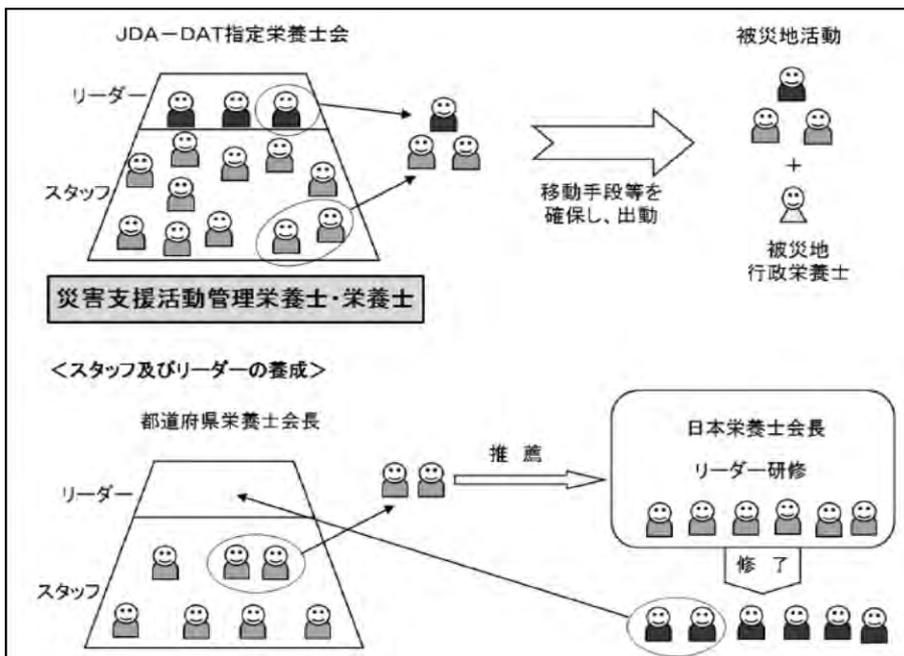
4 JAD-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)について

JAD-DATの支援活動イメージ



出典: 日本栄養士会災害支援チームマニュアル(基礎編) 改変

JAD-DATの構成



出典: 日本栄養士会災害支援チームマニュアル(基礎編) 改変

JAD-DATは、日本国内外で大規模な災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して、情報の収集・伝達・共有を行い、緊急栄養補給物資等の支援を行う、日本栄養士会が創設した災害支援チームを言う。

JAD-DATは、日本栄養士会で養成されたJAD-DATリーダーと、指定栄養士会で養成されたJAD-DATスタッフで構成します。

JAD-DATは、リーダーとスタッフをもって編成することを基本とし、実際の活動時は被災地の管理栄養士又は栄養士を含む計4名程度で編成します。

5 山形県の関連災害対策体制

山形県の災害対策計画

○「山形県地域防災計画」抜粋 平成 26 年 11 月

山形県防災会議

http://www2.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020072/kochibou/h26bousai_plan.html

山形県地域防災計画とは、地域並びに地域住民の生命身体及び財産を災害から守るため、防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動を定めた総合的な計画で、国で定めた防災基本計画に基づいて定められており、「震災対策編」・「風水害等対策編」・「津波災害対策編」からなる。

○「災害時要配慮者支援指針」抜粋 平成 26 年 2 月

山形県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課

<https://pref.yamagata.jp/kurashi/bosai/bosai/6020072siensisin.html>

○「山形県地域防災計画」抜粋 平成 26 年 11 月 山形県防災会議

【震災対策編】

第 2 編 災害予防計画

第 19 章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、県及び市町村等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品 ④ 燃料

3 基本的な考え方

- 市町村は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。
県は、市町村への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- 県、市町村及び応急対策に関するその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- 市町村は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- 市町村は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市町村内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能性を把握するよう努める。
- 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、市町村における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。
- 消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行う。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食
- 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

- 市町村は、3の(3)及び(4)により食料の供給体制を整備する。
- 県は、市町村の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。
 - 米穀……「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省からの供給体制
 - 供給協定締結先からの供給体制
 - 大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制
 - 乾燥米穀…供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - 分散備蓄による供給体制
 - 副食、乳児用調製粉乳…供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - 米穀以外の応急用食料……「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省から出荷要請された関係業者又はその団体等からの供給体制

(2) 飲料水

- 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市町村は3の(4)及び(5)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。
- 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める
- 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。
- 水道用水供給事業者は、市町村、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

第 21 章 要配慮者の安全確保計画

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進する。
 - 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

第 3 編 災害応急計画

第 4 章 避難所運営計画

3 避難所への受け入れと必要な措置

(2) 開設初期に必要な措置

ウ 物資等の調達

市町村は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達は早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

- 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- 毛布
- 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）
- 医薬品（常備薬、救急箱 等）
- 生理用品
- 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- 簡易トイレ（トイレトペーパー）
- 飲料水
- 燃料

6 避難所運営に係る留意点

(1) 市町村等とのべき措置

市町村は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者・障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、市町村を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

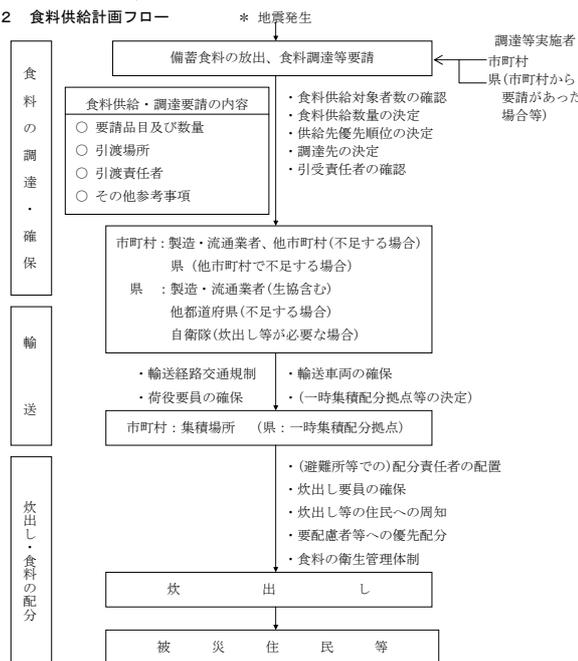
第14章 生活支援関係

第1節 食料供給計画

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、市町村及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 市町村が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者(以下「協定締結業者」という。)等からの調達を実施する。被災市町村のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

- (7) 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- (4) 炊出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、被災市町村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

市町村は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ア 弁当、米穀、食パン、麺類(即席麺・そば・乾うどん)、飯缶、乾パン
- イ 乳幼児ミルク、牛乳
- ウ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)

(3) 炊出し

市町村は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、好事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(4) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う食料の調達等

県は、被災市町村の食料調達状況等を常に把握するとともに、被災市町村から応援要請があった場合又は必要と認められた場合は、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 備蓄食料の供与

県は、被災市町村からの要請に基づき、必要と認める場合、備蓄している食料を供与する。

(2) 調達

ア 県は、備蓄食料の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に食料の供給を要請し、なお不足する場合はその他の製造・流通業者に要請する。

イ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請するとともに、必要に応じて農林水産省に応用食料を要請する。

(3) 輸送及び集積

ア 食料の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。

ウ 県が供給する食料は、原則として調達先の配送により、避難所又は市町村が設置する集積場所へ直接輸送する。市町村が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。

災害の規模が大規模であり、市町村による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

エ 県は、市町村からの要請を待たずとも認められるときは、要請を待たずに、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

オ 県は、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

5 食料の衛生管理、栄養指導

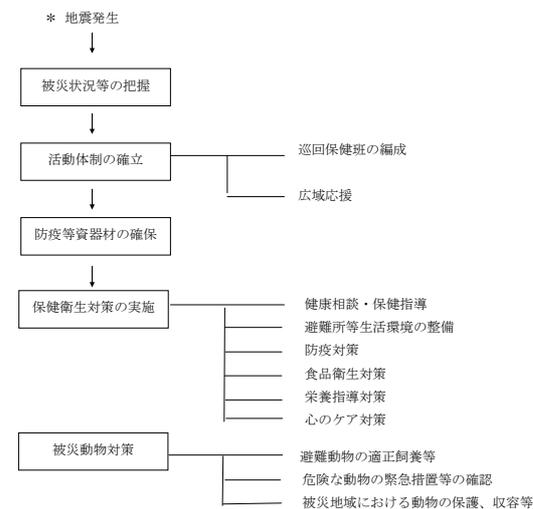
食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

第4節 保健衛生計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県及び市町村が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、県及び市町村は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編成

市町村及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する

(2) 広域応援

県は、必要に応じ被災地の巡回保健班へ他保健所から応援要員を派遣するとともに、被害が著しい場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して応援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して応援を要請する。

6 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(5) 栄養指導対策

保健所は市町村と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

市町村が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

○「災害時要配慮者支援指針」抜粋 平成26年2月

山形県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課

第1章 基本的な考え方

第1節 指針の目的

本指針は、災害発生時における要配慮者への支援が適切かつ円滑に実施されるよう、要配慮者に対する支援のあり方について県の基本的な考え方をとりまとめたものであり、市町村や要配慮者関連施設などの関係者・関係機関における要配慮者支援対策の推進に資することを目的としている。

第2章 要配慮者とは

第1節 本指針における要配慮者

改正災害対策基本法では、「要配慮者」を「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義し、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならない」としている（第8条の15）。

本指針において、「要配慮者」とは防災上何らかの配慮を要する者とし、高齢者〔ひとり暮らし高齢者等（独居世帯、高齢者のみ世帯、中高齢者のみ世帯）、ねたきり高齢者、認知症高齢者〕、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人々が考えられる。

- 自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な人。
- 身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な人。
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人。
- 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない、もしくは困難な人。
- 災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な人。

第3節 指針における要配慮者関連施設（以下「施設」という。）

1 社会福祉施設等

(1) 保護施設

救護施設、宿所提供施設

(2) 老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定通所介護事業所（老人デイサービスセンター）、老人短期入所施設、老人福祉センター

(3) 障害者支援施設

(4) 障害福祉サービス事業所

療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所

(5) 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(6) 介護老人保健施設

(7) その他

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、老人休養ホーム、有料老人ホーム、身体障がい者保養所、福祉休養ホーム、在宅心身障がい児保護訓練センター、指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい者小規模作業所

2 病院・診療所

3 特別支援学校

4 小学校

5 幼稚園

6 その他

放課後児童健全育成事業の用に供する施設（放課後児童クラブ）、へき地保育所、認可外保育施設

第4章 避難生活における要配慮者支援

平常時の備え

第1節 避難所の組織体制と応援体制の整備

1 組織体制、人的体制

(1) 市町村における準備体制

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、要介護高

齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人

等への支援を十分に考慮して、災害時の対応や役割分担を決めておく必要がある。

第2節 要配慮者に配慮した避難所の整備

市町村は、災害発生時に要配慮者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになる指定避難所について、法令に定める基準に沿った整備や災害時に応急的に必要となる物資等の備蓄等を行っておく必要がある。

また、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所として、福祉避難所を確保することも必要である。

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討する。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合には、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成する。その際、疾病上の食事制限者や食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておく。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましい。

発災時の対応

第2節 避難所における要配慮者への対応

6 避難所における食料や食事に関する配慮

(1) 提供する食料の質の確保

食料の提供に当たり、管理栄養士の活用等により避難の長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者等）に対する配慮等、質の確保についても配慮する。

(2) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

(3) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

(4) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

(5) 水分摂取への配慮

これまでの大規模地震災害時の避難所において、トイレに行く回数を減らす等の理由で水分摂取を控えたため、脱水症状を起こし脳梗塞を発症する等のケースが多かったことから、避難者が十分に、こまめに水分をとるよう配慮する。

第4節 在宅避難者への配慮

- 災害対策基本法第90条の3に基づき作成する「被災者台帳」の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。
- 在宅での避難生活を余儀なくされた避難者に対して、自治会や行政職員等の巡回相談などにより見守り機能を充実させ、特に、支援が必要となる要配慮者等に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者用の食材等の支援物資、医療、保健、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。
- 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第5章 社会福祉施設等における要配慮者対策

平常時の備え

施設の管理者は、県条例等で定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、次により施設における災害予防対策を推進する。

県及び市町村は、施設における災害予防対策を推進させるため、啓発活動等を実施する。

第1節 施設における防災組織体制の整備

1 防災組織の設置

施設の管理者は、防火管理者の下に、平常時より施設の職員により構成する防災組織を設置するとともに、施設の規模や利用者、職員数等を考慮し、施設の実態に即した組織体系として、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を編成し、防災業務を担当させる。

【防災組織編成・業務分担（例）】

班名	業務例（平常時）	業務例（災害時）	責任者名	班員
情報班	・ 関係機関との連絡網整備 ・ 災害時の情報収集体制整備	・ 情報の収集と伝達 ・ 消防機関等との連絡調整 ・ 他の社会福祉施設との支援調整 ・ 職員への連絡、調整 ・ 利用者家族への連絡		
消火班	・ 消火器等の点検 ・ 施設備品の防災対策	・ 火気等の遮断の確認 ・ 消火器等による消火活動		
救出・救護班	・ 救護運搬用具の点検・配備 ・ 医薬品等の点検、準備	・ 負傷者の救護及び応急処置 ・ 医療機関への連絡		
安全指導班	・ 避難場所や経路等の確認	・ 利用者への状況説明 ・ 利用者の避難誘導 ・ 避難経路の障害物の除去 ・ 非常口の開放		
応急物資班	・ 備蓄品の選定、確認、点検 ・ 非常時用持ち出しセットの確認等 ・ 備蓄品リストの作成	・ 食料、飲料水等の確保及び搬出 ・ 備蓄品の補給に向けた関係事業者との連絡		

2 職員動員体制の確立

施設の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制や、早朝・夜間・休日における職員参集基準（職員の役職、居住場所、交通手段などを考慮すること）などの初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、利用者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制も整備する。

3 チェックリストの整備

災害時においては、施設内外の混乱から平静を失ってしまうために、救助・避難対策に誤りが発生しやすくなると考えられる。そこで、そうした誤りによって起こりうる二次災害を防ぐためにも、重要な応急対応策について列挙したチェックリストを災害の種類別に整備する。

【風水害時のチェックリスト（例）】

【警報等が発表された場合】
<p>【指示体制の周知と情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 情報の収集と防災対策のための職員参集 □ 市町村担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 □ 指示体制の一本化と職員への周知 □ 利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示） □ 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備） <p>【役割分担の準備・確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 火元の点検、危険物の補充・設置状況のチェック □ ライフラインや給食等の設備点検 □ ガラスの破損、備品店頭、タンクの水、油漏れがないかの点検 □ 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握 □ 備蓄食料、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護 □ 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認 <p>【安全対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所） □ 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備 □ 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備 □ 被害予想に基づく家族等への引継ぎの要否判断
【災害発生時の対応】
<p>【避難手段と経路選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断 □ 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断 □ 市町村長等からの避難準備指示や避難指示への対応 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難先と避難経路の選択 □ 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意 <p>【避難不要な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施 □ 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送 <p>【安全点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 施設の設備の点検と清掃の実施 <p>【施設が使用不能となった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 入所者を家族等へ引継ぎ依頼 □ 他の施設等へ受入依頼

【必要な連絡の実施】

- 市町村など防災関係機関に状況を連絡
- 必要な支援について要請

【その他（各施設における対策）】

第7節 食料品等の備蓄

施設の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、定期的な点検を行う。また、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

なお、備蓄庫破損のリスクに備えて、物資備蓄場所は複数に分散させておくことが望ましい。

給食施設における
「災害時の食事提供マニュアル」作成のための手引き 検討会

助言者 西村 恵美子（公益社団法人山形県栄養士会 副会長）
金光 秀子（山形県立米沢栄養大学 准教授）

作成委員

健康長寿推進課

健康栄養主査 菅原 祥子

村山保健所保健企画課

企画調整専門員 伊藤 佳代子

健康増進主査 山口 有紀

主任管理栄養士 梅津 昭子

管理栄養士 高橋 美里

最上保健所地域保健福祉課

主任管理栄養士 高橋 さゆり

管理栄養士 松田 友子

置賜保健所保健企画課

健康増進専門員 二関 悦子

管理栄養士 米野 敦子

庄内保健所保健企画課

健康増進主査 成澤 美智子

健康増進主査 三浦 崇

管理栄養士 星川 美悟

給食施設における

「災害時の食事提供マニュアル」作成のための手引き（平成27年3月）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部健康長寿推進課

TEL 023-630-2313 FAX 023-630-2271

村山保健所保健企画課	山形市十日町 1-6-6	TEL 023-627-1357
最上保健所地域保健福祉課	新庄市金沢字大道上 2034	TEL 0233-29-1268
置賜保健所保健企画課	米沢市金池 3-1-26	TEL 0238-22-3004
庄内保健所保健企画課	三川町大字横山字袖東 19-1	TEL 0235-66-4932